

## 〈平成 29 年度指名選考方針〉

### 【土木・建築工事】

- ・ 等級別格付がCランク以上の工事については、当該工事及び工種のランク以上の町内業者全てを指名する。ただし、該当する格付の業者が5社に満たない場合は直近下位に属する業者からも指名する。
- ・ 等級別格付がDランクの工事については、当該工種のDランク格付の町内業者全てを指名する。但し、予定価格が500万円以上の土木工事については、Cランク格付業者からも指名する。
- ・ Aランク工事については、当該工種の町内・町外のAランク格付業者に加え、町内Bランク業者が構成員となる共同企業体との混合入札も可として、5社以上を指名する。

### 【電気工事】

- ・ Cランク工事の場合は、当該建設業許可を有するBランク以下の町内業者全てを指名する。
- ・ Bランク工事の場合はB及びCランクの町内業者全てを指名する。
- ・ Aランク工事（但し2,500万円未満）の場合は町内Aランク及びBランク格付業者に加え、町外Aランク格付業者と合わせて5社以上を指名する。
- ・ 大規模工事（2,500万円以上）又は工事内容が特殊であり技術的難度が高く、町内業者で対応できない場合は別とする。

### 【管工事】

- ・ Cランク工事の場合は、当該建設業許可を有するBランク以下の町内業者全てを指名する。
- ・ Bランク工事の場合はB及びCランクの町内業者全てを指名する。
- ・ Aランク工事（但し2,500万円未満）の場合は町内Aランク及びBランク格付業者に加え、町外Aランク格付業者と合わせて5社以上を指名する。
- ・ 大規模工事（2,500万円以上）又は工事内容が特殊であり技術的難度が高く、町内業者で対応できない場合は別とする。
- ・ 給水工事及び排水設備工事については、それぞれ該当区の指定業者を指名する。

### 【舗装工事】

- ・ Bランク工事の場合はBランク以上の町内業者全てを指名する。
- ・ Aランク工事の場合は町内Aランク格付業者に加え、町外Aランク格付業者と合わせて5社以上を指名する。